

Title	軍事指導者としての天皇
Sub Title	Emperor as military leader
Author	黒沢, 文貴(Kurosawa, Fumitaka)
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2020
Jtitle	Booklet Vol.28, (2020.) ,p.22- 40
JaLC DOI	
Abstract	The new Meiji government was established under the slogan of restoring imperial rule. As a result, both the shogunate and regency government were renounced, while the control of political authority and "supreme military power" that had long been lost came to be concentrated in the hands of Emperor Meiji. In the Edo period, the emperor was seen to be a cultural existence who was like a king from another world that "maintained the 'refinement' of the Heian period." In modern times, however, he is regarded as the supreme political authority who had the sovereign right to rule and the commander-in-chief who led all the military forces. In this paper, the following issues will be considered : First, how the emperor came to be recognized by the people as a military ruler. Second, how the framework to militarily assist the emperor who had become commander-in-chief was formulated under the Meiji constitutional system. Third, the clarification of the similarities and differences surrounding decisions to go to war among the three emperors who became modern rulers, especially by Emperor Meiji and Emperor Showa, as well as considerations on why these differences ensued.
Notes	Royal bodies 2 図版削除
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000028-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

軍事指導者としての天皇

黒沢 文貴

はじめに

明治新政府は「神武創業の始」に復古するというスローガンのもと成立した。それにより幕府と摂関政治とがともに否定され、久しく失われていた政治権力と「兵馬の権」が明治天皇の手に束ねられることになった。江戸時代には「平安の「雅び」を保持した別世界」の王、あるいは祭祀の主権者という文化的かつ宗教的な存在として認識されていた天皇であったが、近代においては統治権を総攬する最高の政治権力者であり、かつ全軍を率いる大元帥とされたのである。

ただし、幕末の対外的な危機認識を底流としつつ成立した明治新政府は、諸外国による侵略という災厄を免れるために、他方では早くから「文明開化」を強力に推し進めた。それは国のかたちとしては、万国に対峙しうる西洋流の近代国家（主権国家）を創出することを意味していた。つまり、神武創業の姿（本来には誰も知らないが）を近代国家のなかにできるだけ整合的に落とし込んでいく作業が必要となったのであり、その骨格をなしたのが、1889（明治22）年に公布され、翌年施行された明治憲法であった。

そこにおいて、天皇の軍事権に直接かかわる条項として規定されたのが、憲法第11条の「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（統帥大権）と第12条の「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」（編制大権）の二つの条文であった。

では、なぜ天皇に軍事権があり、憲法に明記することになったのか。その理由について、憲法の起草者である伊藤博文たちは、憲法の条文を解説して関係者に配布した『大日本帝国憲法義解』（国家学会、1889年。『帝国憲法皇室典範義解』として同年公刊され版を重ねたが、1940年には宮沢俊義東京帝国大学法学部教授による校訂版が岩波文庫で出版されるなど広く一般に流布）のなかで、そもその理由を神武天皇創業時の「御統率」に求めたうえで、明治天皇の「中興」により「兵馬の統一」が「再び旧のやうに復することが出来た」からであるとしている。

天皇が軍事権を保持する正当性が、このように神話の世界から発する以上、それは誰にも否定することのできない大原則となった。それに加えて、その大原則を明治天皇が再興したという事実にもとづいて憲法の条文にしたというの

が、伊藤ら憲法起草者たちの論理であった。

しかし、そうであったとしても、神武創業の本当の姿は誰も知らないし、ましてや江戸時代の歴代天皇は「天子諸芸能之事、第一御学問也」（「禁中並公家諸法度」第1条）の世界にその存在が押し込められていたのであるから、神武創業の姿に倣った天皇や軍事指導者としての天皇をあらためて創出することは、じつはそれほど容易なことではなかったといえよう。

ただし誰も知らないということは、「創業の始」の名のもとに、いかようにも創りだせることを意味している。しかし、そうであればこそなおさらに、「兵馬の権」を握る天皇とその天皇を支える体制とをどのように作りだすことができるのか、広く国民に軍事指導者としての天皇を認知してもらうためにはどうしたらいいのか、またそもそも生身の存在としての天皇に軍事指導者としてふさわしい資質や能力をいかにしたら備えてもらえるのかなど、さまざまな問いかけがあったはずであり、明治以降の国家指導者たちにとって、それらは大きな課題であったと思われる。

本稿では、そうした問いを念頭におきながら、軍事指導者としての近代の天皇の姿について素描することにした。

一 軍人君主としての天皇イメージ

1 「文・雅の天皇」から「武を率い統治する天皇」へ

そもそも非政治的かつ非軍事的存在であった幕末の天皇が、その法を超えはじめた背景には、周知のように、ペリー来航をきっかけとする政治変動があった。たとえば明治天皇（1852-1912年）の父である孝明天皇（1831-1867年）は、1862（文久2）年に和宮降嫁の条件として幕府に求めた攘夷実行を幕府が守らないならば、「朕実ニ断然トシテ神武天皇神功皇后ノ遺蹤ニ則トリ公卿百官ト天下ノ牧伯ヲ帥キテ親征セントス」と、天皇自らが軍を率いて攘夷にあたるという強い意志を披瀝しているが、これはきわめて異例の決意表明であった。

父の後を継いだ明治天皇も、こうして維新の変革のなかで、それまでの「文・雅の天皇」から「武を率い統治する天皇」への変貌を余儀なくされていくことになる。

ところで、明治天皇はそもそも武に興味をもっていたのであろうか。1860（万延元）年に親王宣下をうけ陸仁の名を賜った若き日の明治天皇は、たとえば1862年に、天皇・公卿が軍事を知るためにおこなわれた禁裏御所建春門外での会津藩の練兵を陪観している。また米沢藩がおこなった西洋式銃隊の軍事操練では、轟いた砲声に驚愕した子女が多いなか、陸仁は泰然としていたという。明治に入ってからも、請われれば兵の練兵を熱心に観閲したし、軍艦にも試乗している。こうして伝えられている様子からは、天皇には軍事にたいする嫌悪感はなかったようである。

もともと御所という閉じられた空間に住み生活していた明治天皇にとって、日常的にふれることのなかった、ましてや御所外での軍事的な経験は、それだけでも新鮮なものであり、興味を引かれる対象であったといえよう。

ただし天皇と軍事の関係は、大久保利通ら明治新政府の指導者たちにとって

は、天皇自身のたんなる嗜好の問題ではなく、国家統治の根幹をなす大問題であった。国家統治者であると同時に軍事指導者でもあるという、古に倣った、しかし当時の人々にとっては新たな天皇像を現実のものにすることが、王政復古を掲げた新政府の支配の正当性につながっていたからである。

1868(明治元)年大久保利通は岩倉具視に朝廷改革を提案し、内裏奥深くにあった公家だけがとりまいているという、これまでの天皇と朝廷のあり方を批判した。つまり大久保たち維新官僚は、肉体的にも精神的にも皇城という特殊な空間のなかに閉じこもり、公家だけがとり囲んでいるような日常空間に天皇がいたのでは、国家を統治し国民を統合する新しい存在にはなりえないと危惧したのである。天皇は維新変革のもうひとつの原理である「公議世論」をも体現しうる存在でなくてはならず、その意味でも天皇は皇城からでて広く国民と接し、国民にその姿を見せる必要があったのである。

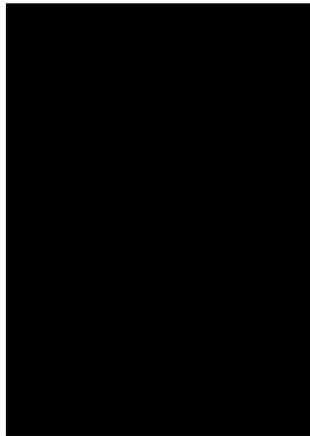
2 「武を担う天皇像」にふさわしい軍服姿と騎馬姿の天皇

さらに軍事的には、馬術に習熟することも求められた。馬に乗る軽快な天皇は、「武を担う天皇像」にふさわしいものであったからである。きかん気で負けず嫌いの性格であった明治天皇は、幸いにも乗馬が好きであった。

こうして明治天皇は、やがて京都朝廷の君主ではなく、武を率い文明=欧化を体現する国家の君主、国民の君主としてイメージされるようになっていく。そうした新たな天皇像の形成にあたって大きな役割をはたしたのが、周知のように、日本各地への行幸と写真(御真影など)であった。つまり天皇が広く可視化されることによって、新しい天皇像が創出されていったのであり、それはまた同時に、天皇自身の見聞を広め国家統治者・軍事指導者としての内実を豊かにしていく、ある種の帝王学の学び(君徳培養)でもあった。

その際に意図された可視化の重要な側面が、いうまでもなく天皇の軍事指導者としての姿であった。国民が行幸や写真(肖像画を含む)をとおして見る明治天皇は、多くの場合軍服姿であった。

たとえば写真についていえば、1872年に外交使節団に送るために天皇の写真が撮影されているが、翌73年10月には、同年6月に制定された軍服正装を着用した写真が撮影され、各府県にも下賜されている(乗馬姿はそれ以前に撮影されている)。とりわけ1888年には、大蔵省印刷局雇のイタリア人キョッソーネの写生の肖像画を撮影したいいわゆる御真影が作成され、全国の学校に下付されていったが、その姿は軍帽を傍らにおき、手に指揮刀をもつ軍服に包まれた大元帥像であった。こうして多くの国民の目に焼きついていく明治天皇像は、軍人君主としての姿に重なっていくことになる。



明治天皇写真

また大正天皇と昭和天皇については、大元帥服の御真影のほかに、新聞・雑誌に多くの軍服姿の写真（たとえば軍の大演習統監時の写真など）が掲載され、その姿が国民の目に映ることになった（やがて映像でも可視化される）。とくに白馬（白雪）に騎乗する軍服姿の昭和天皇の姿は有名であるが、それはまさに「武を担う天皇像」にふさわしい騎馬の姿であったといえる。

他方、行幸に関しては、一般的な行幸のほかに軍事的なものがある。陸海軍の観閲式や軍事演習などに際しての行幸であるが、それは国民のみならず、将校や兵たちに大元帥としての軍服姿を見せて激励する大事な場であり、天皇と軍との一体化をはかるためのきわめて重要な機会（いわば儀式の場）であった。

そのため軍事関連の行幸が多くなされたが、主なものとして、陸軍の場合、1871年にはじまった天長節観兵式や陸軍始（毎年1月8日）の観兵式のほか、とくに1892年から原則毎年おこなわれることになった特別大演習（1936年までに34回実施）を統監するための行幸があった。また海軍では、1868年に大阪の天保山沖でおこなわれた観艦式を行幸の起源とするが、近代海軍としては、1890年に神戸沖で実施された海軍観兵式への行幸がはじまりであり、1900年からは大演習観艦式となり、1940（昭和15）年までに天保山沖から数えて18回（明治期6回、大正期5回、昭和期7回）おこなわれている。

3 「身」としての天皇と「位」としての天皇

こうして軍服を身にまとった天皇の姿が、一般的な行幸の際も含めて、さまざまな機会をとらえて可視化されていくことによって、軍人君主としてのイメージが広く流布し、国民のあいだに定着していくことになった^{★1}。いわば生身の姿を見せる（見る）ことが重要であったのであり、その意味で、制度（位）としての近代天皇制は、生身の天皇のあり方と表裏一体のものとしてあったのである。

それゆえ大正期に入り、大正天皇の体調が悪化していったことは、明治期に形成され、引き継がれてきた天皇イメージの維持という観点からは問題であった。大正天皇の体調は、原敬内閣が誕生した1918（大正7）年頃から悪化していた。

たとえば、同年11月の陸軍特別大演習に際しては、乗馬を怖がる天皇の左足の動作の不穏な様子が明らかにみて取れるようになっていたが、原首相は19年2月に石原健三宮内次官から天皇の病状についてはじめて聞かされている。さらに同年11月の原の日記には、天皇の病気について山県有朋、松方正義、西園寺公望の三元老が「真に憂慮」しているとしたうえで、「御年を召すに従って御健康に御障あり就中御朗読ものには御支多く此間の天長節にも簡単なる御勅語すら十分には参らず」と記されている。

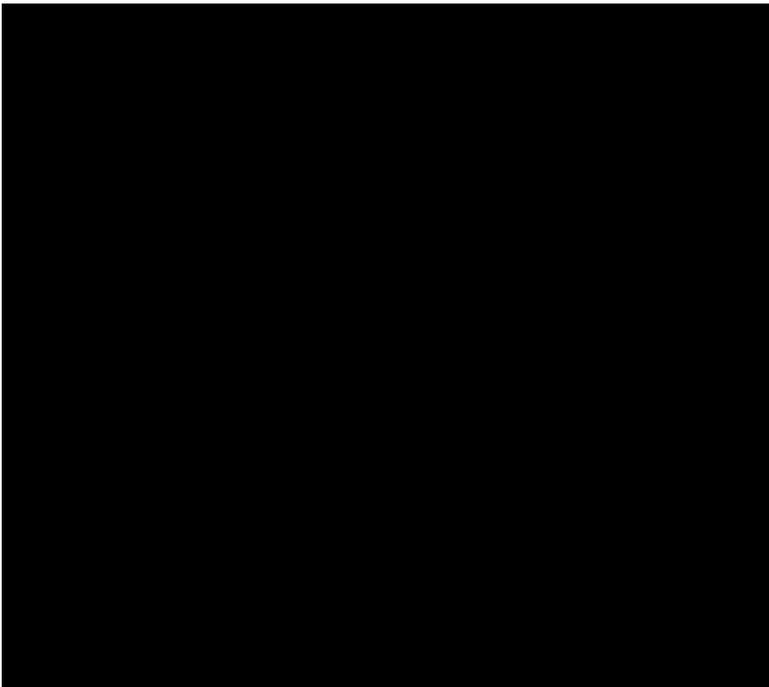
原たちの憂慮は、さっそく19年12月の帝国議会開院式にあたり、大正天皇が勅語を読む練習を重ねたにもかかわらず出席できなかったことで現実のものとなり深刻化するが、開院式の欠席はじつは前年に続けてのことであった。さらに軍事面では、同年11月の陸軍特別大演習への行幸が、大演習への最後の臨御となってしまった。

このように帝国議会開院式への2年続けての行幸の取りやめは、国家指導者としての天皇イメージを損ないかねない出来事であったが、とりわけ陸軍特別大演習の統監など軍事関連の行幸ができなくなったことは、天皇の武人イメージを傷つけるものとなった。

さらに大正天皇の病状の悪化とそれともなう天皇像の揺らぎは、辛亥革命による清朝の崩壊と第一次世界大戦ともなう西洋各国の君主制の瓦解という世界的な君主制の危機と、国内における「デモクラシー」化の進展という時代状況のなかにあっては、近代天皇制そのものの不安定要因として認識されることになる。可視化されない大正天皇のいわば政治的かつ軍事的な「不在」が、天皇制度を揺るがしはじめていたのである。

それゆえ若い健康的な皇太子（のちの昭和天皇）が摂政として大正天皇の役割を代替することが求められたのであり（1921年11月摂政に就任）、やがて25歳という若さで即位した昭和天皇（1901-1989年）による天皇イメージの回復が期待されたのであった。昭和戦前期に流布した白馬にまたがる軍服姿の昭和天皇の姿は、その意味で、まさに「武を担う天皇像」を再生するにふさわしい騎馬姿であったのである。

なお軍人君主イメージの形成と定着に関係するものとして、つぎの諸点もあげておく必要がある。まず、皇族男子は軍人になると決められていたことである。1873年12月9日に太政官から宮内省にたいして、明治天皇が皇族は「海陸軍ニ従事スヘク」仰せつけられたとの達があった。やがてこの方針は皇族身位令（1910年3月3日公布皇室令第2号）の第2章第17条に「皇太子皇太孫ハ満



陸軍始観兵式で白雪に跨り閱兵を行う昭和天皇

十年ニ達シタル後陸軍及海軍ノ武官ニ任ス 親王王ハ滿十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任ス」として定式化される。

つまり皇族男子は、皇太子・皇太孫は例外なく、また親王・王は原則として陸海軍将校となることが義務づけられ、それが終戦まで続いたのであり、大元帥となる天皇のみならず、天皇を支える皇族方が軍人の家柄として位置づけられたことも、軍人君主イメージを支える重要な成立要件であった。

さらに皇后を頂点とする皇族女子が、戦時救護を担い陸海軍省が所轄する日本赤十字社と深い関係をもっていたことも重要である。明治天皇の皇后であった昭憲皇太后をはじめとする歴代の皇后は日本赤十字社の名譽総裁に就任しているが（そもそも日赤の社章は昭憲皇太后の示唆による皇室ゆかりの桐竹鳳凰のデザイン）、そのほかの女性皇族方も日赤にかかわり、戦時には傷病兵の慰問に訪れるなどしており、そうした点も、いわば軍務を家職とする皇族の一員としてのあり方を、国民に目に見えるかたちで示していたのである。

二 天皇の戦争指導

1 明治天皇の場合

明治国家形成過程のなかで軍人君主像（武人的かつ西欧的な近代君主像）を確立してきた明治天皇は、明治中期頃には伊藤博文や山県有朋など明治政府の実力者たちが構成される指導者集団の一人として、政治的権威を兼ね備えた君主へと成長していた。そうしたなかで、本稿が考察の対象とする天皇の軍事的側面、とりわけ戦争とのかかわりは、どのようなものであったのであろうか。

たとえば、明治憲法制定前の事例であるが、1884年の甲申事変（日本の援助で開化派の独立党が起こした朝鮮でのクーデター、清国軍の介入で失敗）後に顕在化した清国との開戦をめぐる政府内の政策対立の場面では、明治天皇は御前会議の場で、事件を「平和に決了」すべきとする発言をして議論を決着させている。通例、御前会議において天皇は発言せず、閣議で決まった方針を裁可するという、これまでの慣行からすれば異例の発言であったが、政府内の意見がまとまらない場合には、天皇が自らの意思を明らかにして政治の方向性を決めることができることを示したのである。

この事例では、日清戦争を回避する判断を天皇が下したことになるが、御前会議における天皇の発言が政府内の対立に決着をつけたという意味では、明治憲法の制定前と制定後という違いがあるにもかかわらず、太平洋戦争終結時の昭和天皇による2度にわたるいわゆるご聖断を、類似の事例としてあげることができよう。

さて、その明治憲法は、君主権と行政権（内閣）と立法権（議会）とのバランスある調和の重要性を認識する伊藤博文を中心にして、欽定憲法として制定されたが、憲法の趣旨をよく理解していた明治天皇は、自らが定めたその憲法に従って行動することになる。つまり自らの権力が憲法によって制限されていることを理解し、認められている権力の行使にも抑制的な立憲君主として振る舞うことになるのである。

では、日清戦争と日露戦争の開戦にあたっては、明治天皇はいかなる思いを

抱いていたのであろうか。結論的にいえば、どちらの開戦にも天皇は消極的であった。まず日清開戦に際して明治天皇が、今回の戦争は「素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之を許したるのみ」と述べていたことは有名である。これは、土方久元宮内大臣が宣戦布告（1894年8月1日）後に伊勢神宮と孝明天皇陵に宣戦の奉告のため派遣する勅使の件を天皇に相談した際の言葉である。

つまり大臣の要請により止むを得ず戦争を許したが、本心では先祖への奉告は「朕甚だ苦しむ」といったんは拒絶するほど、日清開戦に天皇は不満を抱いていたのであり、その言を諫めた土方にたいして、お前の顔など見たくないと激怒するほどであったのである^{★2}。それゆえか、8月11日に宮中三殿でおこなわれた宣戦の奉告祭にも、明治天皇は出御していない。

日露開戦に際してはどうであったろうか。開戦は1904年2月4日の御前会議で決定されたが、その夕方内廷に入った明治天皇は「今回の戦は朕が志にあらず、然れども事既に茲に至る、之れを如何ともすべからざるなり」と述べ、もし負ければ「朕何を以てか祖宗に謝し、臣民に対するを得ん」と涙をはらはらと流していたという^{★3}。さらに「よもの海 みなはらからと 思ふ世に など波風の たちさわぐらむ」という、おそらく開戦時に詠まれたと思われる有名な歌が、天皇の内心をあらわしていたといえる。

このように日清・日露の開戦に明治天皇は個人的には不満であり、なおかつ不安を抱いていたが、しかしたとえそうであったとしても、内閣（および元老間）の意思が統一されている以上、それに従わざるをえないという立憲君主としての役回りに、天皇は明らかに自覚的であった。それはいいかえれば、たとえ天皇が開戦を望んだとしても、内閣が異なる意思を示したならば、戦争にはいたらないということの意味しており、まさに君主権（統帥大権など）の行使には歯止めがかけられていたのである。

2 昭和天皇の場合

そうした天皇の大権行使をめぐる明治憲法体制のシステムと運用は、天皇が過度に神格化され、天皇機関説という憲法解釈が排撃された昭和戦前期においても、実際には同様に機能していたのであり、その事例をみいだすことは容易である。たとえば、日米開戦前の昭和天皇による和平の意思表明や白紙還元の御掟は有名である。

1941（昭和16）年9月6日に開かれた御前会議において、日米開戦を内心では望まれない昭和天皇は、杉山元参謀総長と永野修身軍令部総長に統帥部の考えを問うたのち、明治天皇が日露開戦時に詠まれた「よもの海」の御製歌を2度にわたり繰り返され、さらに自身は「常に、この御製を拝誦している。どうか」とご下問して、戦争反対の意思を暗に表明している。

そうした天皇の内心の思いが正確に伝わったことは、杉山自身がその日の自らの日記に、「直接「遺憾ナリ」トノオ言葉アリシハ恐懼ノ至リナリ 恐察スルニ極力外交ニヨリ目的達成ニ努力スヘキ御思召ナルコトハ明ナリ」と記し、また陸相官邸に帰った東条英機陸軍大臣が周囲の者に、昭和天皇の意思が和平

にあることを伝えていたことから明らかである。

さらに首相兼陸相となった東条は、大命降下を受けた翌日の10月18日、秘書官たちに「お上より日米交渉を白紙にもどしてやり直すこと、成るべく戦争にならぬ様に考慮すること等、仰せ出され」たと告げている。

しかし、そうした天皇の明確な指示があったとしても、天皇を輔弼（補佐）する政府および陸海の両統帥部の意思が開戦で固まってしまえば、昭和天皇はやはり立憲君主として、それに従わざるをえなかったのである。

3 明治天皇と昭和天皇の戦争指導の比較

ただし、そのように内心では戦争に反対であった明治天皇や昭和天皇であっても、いったん戦端が開かれてしまえば、日本軍の快進撃と日本の勝利とを祈念し、その実現に向けて自らの務めをはたそうとした。そうした天皇の戦争指導に精励する姿勢を、いかに評価するかについては論者による違いもあるが、少なくともいえることは、国家元首であり大元帥でもある天皇としては、それは自らの地位と責務とを強く自覚しているからこそ、きわめて自然な戦争指導の姿であったということである。自国の敗戦や軍の敗北をよしとする元首や軍事指導者はいないからである。

さらに、そうした大元帥としての天皇の責務の自覚という点からいえば、たとえば明治天皇の場合、日清戦争の際に大本営のおかれた広島第五師団司令部の木造建物の2階の一室に設置された御座所で、執務のみならず寝泊まりと食事をしていたが、冬場の暖炉の使用を戦地にはそのようなものはないと許可しなかったように、きわめて質素で不自由な、気晴らしも少ない生活を送っている。それら生活の不自由さ等も厭わずに大本営での多忙な執務をこなしていた姿に、天皇の責務にたいする強い自覚をみてとることができる。それはまた、昭和天皇においても同じである。

なお明治天皇の戦争指導としてさらに特筆すべきは、日清戦争の当初から軍事と外交・財政の協調とバランス（内閣と軍の協調、陸海軍の協調、陸海軍省と統帥部の協調）に大きな配慮を示していた点であり、そうした戦争指導の基本姿勢は、日露戦争でも同様であった。

その具体的なあらわれの一つが、本来軍人のみで構成される大本営会議に天皇の特旨をもって伊藤博文首相や陸奥宗光外相ら文官の列席を許可したことであり、日露戦争に際しても、桂太郎首相や小村寿太郎外相のほか、伊藤博文枢密院議長も大本営への列席を許されている。

それゆえ日清・日露の両戦争の勝利は、明治天皇のもとで政治と軍事の一体的運用が事実上実現したことを抜きにして語ることはできないが、その点のちの昭和天皇の戦争指導との大きな違いでもあった。太平洋戦争においては周知のように、政治と軍事の乖離のみならず、陸海軍間の協調、軍における省部（軍政と軍令）の調和も失われていたのであり、それらが日本の敗戦の大きな要因となったからである。

たとえば、敗戦直後の1945年8月28日、東久邇宮稔彦首相は記者会見で、敗戦の原因を「政府、官吏、軍人自身がこの戦争を知らず知らずに敗戦の方に

導いたのではないかと思ふ。この知らず知らずといふ意味は彼等自身は御国のためにしてゐると思ひながら、実は我国が動脈硬化に陥り、二進も三進も行かなくなつて、急に脳溢血で頓死したと同じやうな状況ではないかと思はれる」*1と述べていたが、それは言葉を変えていえば、大本営への首相・外相らの出席が適わず、明治期のような政治と軍事の一体的運用ができない状態においては、昭和天皇による個別の作戦指導や政治指導はあったとしても、政戦両略を一致させた真の意味での戦争指導は存在しなかった(もしくは存在しなかった)ことを意味していたといえる(もともと大本営はその本来の人員構成からして、作戦指導機関ではあつても、文武の集う戦争指導機関とはそもそもいえない)。

それでは、そうした明治天皇と昭和天皇の戦争指導の違いは、なぜ生まれたのであろうか。それにはさまざまな要因が考えられるが、ここではひとまず、つぎの点を指摘しておきたい。それは端的にいえば、両天皇をとりまく環境の違いである。

明治期の政治と軍事の指導層には、薩長藩閥を軸とする旧武士階級という出自にもとづく指導者間の同質性があつたうえに、そうした指導者集団には維新の変動をくぐり抜け、明治国家を共に創ってきたという一体感が醸成されており、明治天皇もまさにその一員として認識されていたということである。さらに彼らが明治憲法体制を設計・創出してきた、いわば創業者世代(「建国の父たち」)であるがゆえに、柔軟なシステム運用も可能であつたといえる。

それに比して、昭和天皇の時代は、維新変革の世代から数えれば、まさに三代目にあたる世代であつた。かつて政治学者の丸山眞男氏がそうした世代の移り変わりを、「政治家が官僚になり、官僚が政治家になり、官僚がそのまま政治家になる(つまり政治家ではない)」と喝破したように、指導者たちの質と彼らを取りまく時代環境が大きく異なつていた。日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦を経て西洋列強と肩を並べる「大国」となつた昭和戦前期の日本は、万国対峙をめざして近代国家の形成に取り組んでいた明治期とは明らかに異なる近代官僚制の国家となつていた。神格化された統治権の総攬者であり大元帥であつた昭和天皇といえども、強固なセクショナリズムがはびこつてしまつた明治憲法体制の割拠性を彼の手で束ねることは、ついにできなかったのである。

つまり昭和天皇には、彼が模範とする明治天皇のようなリーダーシップ(調整機能)を発揮しようとしても、それを可能にするような環境が存在していなかつたといえるのである。

三 軍事輔弼体制をめぐる天皇と軍

1 明治憲法体制の輔弼システム

これまでみてきたように、明治憲法体制のシステムと運用は、軍事指導者としての天皇の独善的なリーダーシップを許すものではなかつた。しかし近代の戦争が、統治権を総攬する天皇の名のもとにおこなわれるものである以上、たとえ意に沿わなくても、最終的には天皇による開戦の決断(裁可)が必要であつた。先にもみたように、開戦の是非をめぐつて懊悩する天皇は、自らの地位と責任とを強く自覚していればいるほど、最後には軍人君主として孤独な決断を

強いられる存在であった。

もちろんそうした決断の重さは、政治指導者としての天皇の場合も同様である。それゆえ天皇の決断を支えるべく政治指導者たちと軍事指導者たちが天皇の周りに配置され、そのためのシステムが作られた。

そもそも明治憲法には、天皇統治の正統性を「万世一系」に求めた第1条と皇族男子による皇位継承を定めた第2条につづいて、第3条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」という、いわゆる天皇無答責条項が定められている。これは天皇制度を安定的に維持するために、天皇に政治的責任（法的責任）を負わせないための条項である。つまり天皇は統治権を総攬する元首（第4条）ではあるが、統治行為にともなう政治的責任が問われることのないシステムを、明治憲法体制として構築したのである。

それゆえ天皇のリーダーシップのあり方としては、本来、能動的よりは受動的な姿勢が望ましいものと考えられていたといえよう。いいかえれば、『大日本帝国憲法義解』が国家法人説的に、「首や脳の機能」をもって大政を統一する存在として天皇を位置づけていたように、立憲的な君主にふさわしい立ち振る舞いが、天皇には求められていた。その意味で、近代の3代の天皇は、立憲君主としての役回りをはたしたといえよう。

しかし責任が問われない立場にあるからといって、責任感のない無能な天皇であってもいいというわけではない。天皇にはあくまでも「首や脳の機能」が求められるからである。天皇にはなによりも君主にふさわしい徳と識見、つまり裁可を下し、その決断の重みに堪えうるだけの資質と能力とが求められたのであり、それゆえ帝王学（君徳培養）には力が注がれたのである。

ただし、実際に皇統を継ぐべき人物が、君主にふさわしいだけの資質と能力とをもちうるかどうかは、必ずしも見通せるものではない。「身」としての天皇の資質と能力が、「位」としての天皇制度に大きな揺らぎをもたらすとすれば、天皇制度の永続性は不安定なものとなる。したがって生身の人間としての天皇の資質と能力はあるにこしたことはないが、近代の天皇制度はそれに大きく左右されないシステムとして構築され、運用される必要があった。憲法の立憲主義と第3条には、そうした意味合いも込められていたといえる。

そこで実際上問題になるのは、天皇を輔弼する体制であり、その運用の仕組みであった。たとえば、天皇が上奏事項を裁可するにあたっては、内閣なり軍なりが内部で議論を尽くした案を上奏することが求められた。異なる案が上奏され裁可を仰ぐとなれば、天皇に決断の重みが大きくなるのしかかり、その心理的負担を増すことになるからである。御前会議において天皇は発言せず、閣議で決まった方針を裁可するという慣行が形成されたのも、そのためである。いずれにせよ、臣下のあいだで意見がまとまらず、文字通りの最終決定者に天皇がなることは、できるだけ避けなければならなかった。それが臣下としての務めであった。

しかしそうはいっても、たとえ形式的にせよ、最終決定を下す天皇の側からすれば、いかなる場合でも裁可は軽いものではない。たとえ議論が尽くされたうえでの上奏や内奏であったとしても、時には熟考を要するものもあるし、上

奏者（内奏者）とは異なる第三者の意見を聞く必要のある事案も存在する。もちろん事案の内容について首相や各省大臣、参謀総長など上奏（内奏）をおこなった当事者に確認するなり、再度疑問をただす（ご下問する）こともあるわけであるが、それでも疑問が残った場合や裁可を躊躇する場合に、天皇は誰に相談し、意見を聞けばいいのか。

ここで重要なのは、天皇の疑念に応え、不安を和らげ、それなりに納得するかたちでの裁可（できれば自信をもって裁可しうることが望まれるが）を可能にするための輔弼者（輔弼機関）の存在である。天皇を君主にふさわしい人物たらしめるための輔弼体制が必要であった。では、そのシステムはどのように構想されたのか。

明治憲法においては、天皇を輔弼し、その責任を担う者として各国務大臣が規定され（第55条）、さらに憲法草案の審議をおこなった枢密院が、その後も天皇の諮詢に応え重要な国務を審議する機関として位置づけられた（第56条）。また憲法に規定されない存在ではあるが、伊藤博文や山県有朋ら明治維新以来の功労者・実力者たちが、いわゆる元老として天皇の身近にあって適宜ご下問（相談）にあずかり、その決断を支えた。やがて彼らが年老いて鬼籍に入るにつれて、その中心的な役回りは、宮中での天皇の顧問格として輔弼の任にあった内大臣が担っていくことになる（ただし元老がもっていたような特別な声望はない）。

天皇の国務面（政治面）での活動を支える輔弼体制は、以上のように構築されたが、ここで注意しなければならないのは、明治憲法に規定された各機関のみでは天皇の輔弼体制は完結せず、元老という天皇との直接的なつながりを存在の根拠とする憲法外の機関との組み合わせによって、包括的な輔弼システムが作られていたということである。

つまり明治憲法体制の輔弼システムは、もともと憲法上の機関と憲法外の機関とを事実上一体のものとして運用され、しかもその中心に憲法外の元老が位置することによって、明治憲法が元来内包していた弱点である各機関の割拠性、すなわち国家諸機関がそれぞればらばらに天皇を補佐するゆえに国家意思の統一が困難な状況も補われていたのである。

なお軍事上の輔弼については後述するが、ここではひとまず、輔弼システムの要に位置する元老（後継首相の事実上の奏薦権をもつ）のなかに、山県有朋や大山巖などの元帥が含まれていた点に注意を喚起しておきたい。とりわけ明治・大正期においては、国務と軍事の両面において大きな影響力をもっていた山県の存在が、輔弼体制のなかでも大きな重みをもっていたのである。

2 軍事輔弼体制の構築

それでは、軍事面における輔弼システムはどのように構想され、構築されたのか。

明治憲法においては、先述したように、第3条をうけて第55条で国務各大臣が輔弼の責に任じることが明記されている。大臣には陸軍大臣と海軍大臣も含まれるので、軍事問題についての責任ある補佐の役割は、第一義的には、これらの軍部大臣が負うことになる。

他方、第 11 条にいわゆる統帥大権が別個規定されたが、この大権にたいする責任ある輔弼を誰が担うのかに関しては明記されていない。さらに第 12 条の編制大権については、『大日本帝国憲法義解』で「固ヨリ責任大臣ノ輔翼ニ依ル」と軍部大臣の輔弼対象であるとされてはいるものの、同時に「帷幄ノ軍令ト均ク至尊ノ大権」とも記されており、軍令機関（統帥部）による輔弼も想定されている。したがって憲法解釈上は通例、軍政（軍事に関する政務）と軍令（作戦及び兵力の運用）の混成事項として理解されることになる。

話を第 11 条に戻せば、もちろん西南戦争後の 1878 年に参謀本部が設立され、統帥事項の上奏権が太政大臣の手を離れて参謀本部長（初代の本部長は山県有朋、参謀本部長の名称は 1889 年の条例にともない参謀総長となる）に移っており、その点からすれば、統帥大権の輔弼者は陸海軍の統帥部長（参謀総長とのちの海軍軍令部長）であることは自明といってもいいのかもしれない。

ただし軍政を担う陸海軍省と軍令を担う陸海の両統帥部（憲法施行時には参謀本部と海軍参謀部）という組織の区分けはできたとしても、陸海軍の統帥をめぐる関係は、必ずしも判然としたものではなかった。

たとえば、そもそも海軍大臣のもとに一元化されていた海軍の軍令機能は、1886 年の海軍条例の第 1 条で、すべての軍令に関する事項は、参謀本部長が上奏して天皇が親裁したのち海軍大臣が執りおこなうものとされ、さらに 1889 年制定の参謀本部条例によれば、参謀総長は「帝国全軍ノ参謀総長」として「天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参」するとされたため、海軍の軍令も引き続き管轄することになったが、他方、軍令機関である海軍参謀部自体は海軍省の管轄下にあった。

つまり、同時になされた海軍省官制改正では、海軍大臣も帷幄に参じて出師・作戦・海防の計画を掌り、さらにその海軍大臣に隷属する海軍参謀部が軍事の計画を掌ることとなったのであり、その意味で、軍令をめぐる陸海軍と省部の関係は、実際上かなり複雑であった。

このように軍制度（軍官僚制）は依然として整備の途上にあつたのであり^{＊5}、それが統帥大権の責任ある輔弼者を憲法に明記しなかった（しえなかった）背景といえるのかもしれない。

さらに明確な輔弼責任という観点からいえば、つぎのことも指摘しうるのであろう。つまり天皇にたいする輔弼責任を示すために、軍部大臣は天皇の軍事関係文書（法律・勅令等）に副署することになっていたが、統帥部長は天皇の統帥命令や軍令に副署することはない。両者ともに天皇の輔弼者ではあつたが、責任主体という点では立場の違いがあつたといえる。おそらくこれは、統帥部長は軍の最高指揮官である天皇の幕僚長であり、その判断に資するための意見や情報を提供するスタッフとしての役割しか担っていない、という理解にもとづくものではなかったかと思われる。

またさらにいえば、軍人勅諭などで謳われた「大元帥」とは、階級ではなく称号である。御璽・国璽のような大元帥の印章があるわけでもない。明確な法的根拠にもとづく呼称ではない大元帥という存在にたいして、法的な意味での輔弼者を規定することはできないということでもあつたのかもしれない。

ちなみに、そうした大臣と統帥部長との責任主体としての責任の重さの違いは、太平洋戦争の敗戦時に、「一死以て大罪を謝し奉る」として自決した阿南惟幾陸軍大臣と、いったんは拒否しながらも降伏文書調印式の全権となった梅津美治郎参謀総長との違いとしてあらわれたといえるのかもしれない。

以上、これまで述べてきたような軍固有の事情によって、統帥大権の責任ある輔弼者を憲法に明記しえなかったのではないと思われる。しかしこれは、天皇無答責の原則を担保する観点からすれば、本来ならば問題である。天皇の軍政関係の行為にたいする責任が、国务大臣たる陸海軍大臣にあることは明確であるが、ではたとえ憲法に明記されなくても、軍令関係の行為にたいする責任はどのように負うべきなのか。

帷幄に列する軍部大臣にもなんらかの責任が生じるとしても、主務者はやはり統帥部長である。臣下である統帥部長は、本来ならば、天皇の統帥大権の行使に瑕疵を生じさせてはならない。それゆえ統帥部長の上奏行為は的確なものでなければならないが、そのためには上奏行為を省部一致の、もしくは陸海軍一致のより確固たる組織の意思とするような特別な手続きが必要であったともいえるのかもしれない。

また統帥部長からの上奏を「親裁」する天皇の側からすれば、その判断をより適切かつ慎重におこなうための、軍当局とは異なる軍事的な助言者（相談者）の必要性を促すものでもあったといえよう。

しかしいずれにせよ、国务の輔弼体制とは異なる要素を内包しながらも、軍事輔弼体制は明治憲法に規定された陸海軍大臣と憲法には明記されなかったが上奏権をもつ統帥部長との組み合わせによって、まずは構築されたのである。

3 元帥府と軍事参議院の設置

ところで、1887年に軍事参議院という官職が設置されている。これは「帷幄ノ中ニ置キ軍事ニ関スル利害得失ヲ審議セシム」るためのもので、元來軍政機関と軍令機関の意思統一を天皇の下命でおこなう組織であった。陸海軍大臣、参謀本部長、監軍（教育総監の前身）がメンバーであり、参謀本部長は有栖川宮熾仁親王、陸軍大臣は大山巖、監軍は兼任の山県有朋内務大臣であった。

じつは信任の厚かった西郷隆盛が死去した西南戦争後に、軍への関心が薄れていた明治天皇が、憲法発布前後を境に再び大元帥としての自己の役割を自覚するなかで、軍事についての相談は、これら三人にたいしてなされるが多かった。有栖川宮と大山へは当局者としてのご下問であるが（有栖川宮には「皇族中ノ元老」としての側面もあったが）、山県には監軍もしくは軍の最古参としての彼への諮問であった。山県は1890年に陸軍大将に進級するが、それは西郷隆盛以外では、1877年に任じられた有栖川宮熾仁親王以来のことであり、明治天皇の山県への個人的な信頼を示すものであった。こうして監軍のような特定の軍職に就いていない時の山県は、現役大将の資格で明治天皇から軍事関係のご下問を多くうけることになった。

しかし、そのように天皇の信頼する山県であっても、いつかは現役を離れて軍から退くことになる。そうなれば、その後は山県に軍事面での相談をするこ

とは難しくなるであろう。とりわけ日清戦争後に陸軍内の世代交代が進行するなかで、そうした懸念は切迫したものとなる。

では、天皇に信頼され、ご下問をうけていた山県をはじめとする陸軍大将たち（山県と同時に小松宮彰仁親王が陸軍大将に、翌年大山巖が進級）を、いかにしたら現役にとどめておくことができるのか。そこで1898年に制定されたのが、元帥府条例であった。天皇の「軍務ヲ輔翼セシムル」ために元帥府を設け、「陸海軍大将ノ中ニ於テ老功卓抜ナル者」に「軍務ノ顧問」としての元帥の称号を与え、終身現役としたのである（元帥府設置の詔）。元帥の称号を賜ったのは、陸軍の小松宮彰仁親王、山県有朋、大山巖と海軍の西郷従道の四名であった。

こうして天皇の軍事に関する最高顧問府（元帥府条例第2条「元帥府ハ軍事上ニ於テ最高顧問トス」）として、陸海軍省と統帥部という軍事当局とは一線を画す輔弼機関が設けられた。その特徴は、機関としての元帥府へのご下問だけでなく、むしろ元帥が天皇から個別にご下問をうけ、単独で意見を上奏しうる軍事輔弼者として位置づけられたことにあった。元帥は軍制度内の存在ではあったが、軍事面でのいわば元老格であったのである。

つまり、すでに述べてきたように、明治天皇が上奏をすべて無条件で認める（自らの地位を自覚する天皇にはありえないことであるが）印判者にならないのであれば、裁可のための判断に資するご下問や諮詢をする存在（機関）が必要であった。国務に関してそうした相談にあずかった憲法外の機関が、元老であった。たとえば、伊藤博文が首相であれば閣外にいる（したがって当事者ではない）山県有朋や黒田清隆にご下問が下され、山県が首相であれば、伊藤や黒田にご下問がなされていたのである。天皇は彼らへのご下問を経ることで、安心して内奏・上奏案の裁可や差し戻しをおこなうことができた。天皇のご下問という行為は、天皇の意思や思いに応え、それなりに反映させた奉答をおこなうことによって、天皇と国家諸機関との関係を円滑に保ち、安定させるものでもあった。

要は、天皇がどのような裁可を下すにせよ、上奏当事者（当局者）以外の意見を聞くことが重要であったのであり、軍事面においても、天皇はそうしたご下問をなしえる存在を求めていたのである。すでに山県や大山たちは陸軍大将の資格においてそうした役割をはたしていたが、そうした存在を制度化したのが、元帥（元帥府）の創出であったといえよう。

なお、さらに1903年には、重要軍務について天皇の諮詢に応え、意見を奉答する機関として軍事参議院が設置されている（これまでの軍事参議官は廃止）。これは、日露戦争に備えて陸海軍の利害調整や統一運用を目的として設置され、元帥、陸海軍大臣、参謀総長、海軍軍令部長、専任軍事参議官（とくに親補された陸海軍将官）などで構成される諮詢機関であった。ただし日露戦後は次第に古参将官の名譽職、あるいはつぎの親補職までの待機ポストとなり、さらに諮詢内容が制度化されることによって半ば形式化していくことにはなるが。

このように、国務面において天皇が国務各大臣（内閣）と枢密院、そして元老による輔弼を必要としていたように、軍事面でも陸海軍省と両統帥部という帷幄の輔弼当局に加えて、さらに元帥府と軍事参議院という新たな軍事顧問機関を設立することによって、天皇にたいする軍事上の輔弼を十全なものとする

システムが構築されたのである。これは、軍当局以外にご下問をなしえる存在を求めていた天皇の意向に沿うものであったと同時に、軍当局からはその上奏にお墨付きを与える役割を期待されてのものでもあった（それゆえ当局と元帥府等とのあいだで意見の不一致が露呈することは、ありうることはあったが、当局としては避けたい事態となるのであり、その意味で元帥府と軍事参議院は、軍当局にとっては痛し痒しの存在でもあった）。

いずれにせよ、憲法に明記されていない統帥大権にたいする輔弼責任を担保する体制は、憲法に規定されない機関である両統帥部だけでなく、同様に規定されていない元帥府と軍事参議院という顧問機関との組み合わせによって構築されたのである。

4 統帥大権の輔弼者とその責任意識

ところで、統帥大権が憲法に明記されている以上、それはもちろん憲法の一部である。その輔弼を担う機関が憲法に明記されていなくても、それらはもちろん明治憲法体制の枠内にある。その意味で、たとえ大臣のように憲法に輔弼責任が明記され、副署行為のような規定がなくても、統帥輔弼者の天皇にたいする輔弼責任意識は保持されていたといえる。「我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」ではじまる軍人勅諭（1882年）が示しているように、軍は大元帥のもとにあり（「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」）、軍人は天皇の股肱の臣（「されは朕は汝等を股肱と頼み」）であったからである。

つまり軍が天皇に直隸し、「大御心」を拝して忠誠を尽くす組織体であるかぎり、任務遂行責任を負う彼らの輔弼責任意識が、軍事輔弼体制を成り立たせていたのである。

ただし、国務面での輔弼システムが、昭和戦前期における最後の元老であった西園寺公望の死去（1940年に90歳で死去）によって崩れてしまったように（ほころびは以前から進行していたが）、陸海軍の元帥たちが昭和戦前期にはその多くが鬼籍に入ったことにより、明治・大正期のような安定的な役割をはたせなくなっていたこともあり、軍事輔弼システムも同様に、昭和天皇を満足させるほどには有効に機能しえなくなっていたのである（上原勇作元帥は1933年に死去、1933年に元帥となった武藤信義は3か月にも満たず死去、井上良馨元帥は1929年に死去、東郷平八郎元帥は1934年に死去、1932年に元帥となった梨本宮守正王は皇族、元帥閑院宮載仁親王と1932年に元帥となった伏見宮博恭王はそれぞれ参謀総長と軍令部総長になったため当局者となる）。

それゆえ、そうした昭和戦前期における軍事輔弼システムのほころびも、先にふれた昭和天皇の戦争指導を困難なものにした、大きな要因であったといえる。

おわりに

近代の天皇は、王政復古と西洋流の近代国家の樹立を求める時代の要請によって新たに誕生した存在であった。京都の御所で鬢・白粉とお歯黒・描き眉をして公卿や女官たちに取り囲まれていた明治天皇は、東京に移り住み、朝廷

の有職故実とは無縁な旧武士階級出身の新たな群臣たちの補佐をうけて、「文・雅の天皇」から「武を率い統治する天皇」へと生まれ変わっていった。明治天皇は、好むと好まざるとにかかわらず、近代の天皇になることを運命づけられた君主であった。そして日清・日露の両戦争に勝利して大帝となり、その軍人君主としての生涯を栄光のうちに終えた。

それに比して、大正天皇と昭和天皇は、生まれながらの近代君主であった。はじめから将来は「武を率い統治する天皇」になることを当たり前のものとする存在であった。

ただし、大正天皇は在位半ばで病気が悪化したために、事実上9年余の治世でしかなかった。在位中に第一次世界大戦の勃発に遭遇したが、日本にとっては宣戦布告はしたものの、大本営をおくまでもない規模の戦争であった。明治期に作られた軍事輔弼システムは健在であり、さらに変則的ではあるが、寺内正毅元帥が首相となり宮中に設置した臨時外交調査委員会が、事実上の戦争指導機関として有効に機能したこともあり、とりたてて軍事指導者としての大正天皇を悩ませたと思われる事柄はない。良き輔弼者と輔弼システムをえた大正天皇は、日本を戦勝に導き5大国の一つにした、幸せな軍事指導者であった。

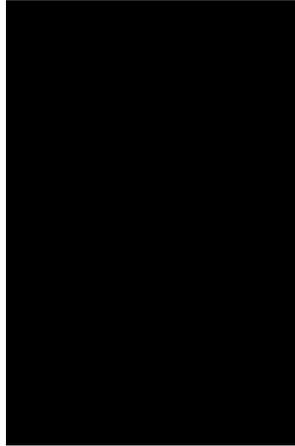
問題は昭和天皇である。山県有朋はすでに1922年に死去していたが、軍事顧問役の有力な陸海軍の元帥たちも1934年までには亡くなっており、太平洋戦争中にいたるまで、元帥は閑院宮載仁親王と伏見宮博恭王、そして梨本宮守正王という皇族のみの構成であった。しかも閑院宮と伏見宮はそれぞれ参謀総長と軍令部総長の職にあったため、軍当局の意思以外の意見を奉答する立場にはなかった。

つまり日中戦争と太平洋戦争の大部分の期間、昭和天皇は軍当局者以外からの軍事面での十分な輔弼をうけられる状況にはなかったのであり^{＊6}、戦争指導（作戦指導）をめぐる昭和天皇の疑念や不安を分かちあえる軍事顧問は事実上不在であった。しかも国政全般で頼るべき元老もいなかった。

太平洋戦争の開戦時に昭和天皇は40歳、即位してから15年の歳月が流れていた。他方、明治天皇は42歳のときに日清開戦を、52歳のときに日露開戦を決断している。それぞれ在位27年目と37年目の決断であった。

このように、天皇としてのさまざまな経験値は、昭和天皇と明治天皇とは、輔弼者集団との関係性のみならず、在位年数と年齢の違いも含めて、かなり異なっていたといえよう。

かつて日露開戦の御前閣議の日の早朝、明治天皇は伊藤博文枢密院議長を内廷に呼び、白の和服姿のまま伊藤の考えを質している。伊藤は「今日は最早断然たる御覚悟」が必要であると、思い悩む天皇に腹を決めるよう促したが、昭和天皇にはいわばこの伊藤に匹敵するような輔弼者がいなかったのである。



大正天皇写真

動乱の続く治世に気の休まることがなかったであろう昭和天皇ではあるが、日中戦争が収束しないままに、米英という新たな敵との開戦を裁可しなければならなかったのであり、その懊悩の深さはいかばかりであったろうか。

こうして昭和天皇は、まさに孤独な軍事指導者として、やがて敗戦を迎えることになったのである。その意味で、かつて侍従長としてお側に仕え、天皇の信任が厚かった、海軍長老の鈴木貫太郎枢密院議長が、敗色濃厚となった1945年4月に、「この重大なときにあたって、もうほかに人はいない。頼むから、どうか曲げて承知してもらいたい」という昭和天皇のたつての願いをうけて総理大臣の大任を引きうけてくれたことが、天皇にとってはせめてもの救いであったといえるのかもしれない。

注

- ☆1 ——明治天皇は皇居の表御座所での政務や一般の行幸の際にも、陸軍大元帥の軍服を着用していた（伊藤之雄『明治天皇』ミネルヴァ書房、2006年、4頁）。
- ☆2 ——『明治天皇紀』第8巻（吉川弘文館、1973年）481-482頁。
- ☆3 ——『明治天皇紀』第10巻（吉川弘文館、1973年）598頁。
- ☆4 ——『朝日新聞』1945年8月30日付。
- ☆5 ——なお軍制度の形成に関して補足的に述べれば、「統帥」という語が事項としてなを内包するのにかについても、それほど自明ではなかったといえる。当該期においては「帥兵」「統率」「統御」「統督」など、「統帥」とほぼ同じ意味内容の用語がまだ使われており、語義の解釈が統一されていたわけではなかったからである。ちなみに「統帥」が軍内で慣用的に使われはじめるのは、日清戦後あたりからといわれている。
- ☆6 ——陸軍では、1943年に寺内寿一と杉山元が元帥となったが、それぞれ南方軍総司令官と参謀総長の職にあり、翌年元帥となった畑俊六も当時支那派遣軍総司令官であった。海軍では1943年に永野修身が元帥になったが、かれも軍令部総長の職にあった。なお事実上の元帥不在状況のなかで、天皇に「常侍奉仕」していた軍人である侍従武官長の存在が目目されるが、昭和天皇との関係は人物によって異なるうえに、基本的には軍当局との伝達役であった。

参考文献

- 飯島直樹「元帥府・軍事参議院の成立—明治期における天皇の軍事顧問機関—」（『史学雑誌』第128編第3号、2019年3月）
- 飯島直樹「天皇の「多角的軍事輔弼体制」と明治立憲制—元帥府と「協同一致」をめぐる陸海軍関係を中心に—」（博士学位論文、東京大学、2020年3月）
- 伊藤隆・廣橋眞光・片島紀男編『東條内閣総理大臣機密記録』（東京大学出版会、1990年）
- 伊藤博文『帝国憲法義解：新訳』（日本国家振興会、1938年）
- 伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』（名古屋大学出版会、2005年）
- 伊藤之雄『明治天皇』（ミネルヴァ書房、2006年）
- 伊藤之雄『昭和天皇伝』（文春文庫、2014年）
- 遠藤芳信「近代日本における天皇の大元帥呼称成立」（『人文論究』第89号、2020年3月）
- 加藤陽子『昭和天皇と戦争の世紀』（講談社学術文庫、2018年）
- 黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』（みすず書房、2000年）
- 黒沢文貴・河合利修編『日本赤十字社と人道援助』（東京大学出版会、2009年）
- 黒沢文貴『大戦間期の宮中と政治家』（みすず書房、2013年）

黒沢文貴「生命体としての軍隊」（慶應義塾大学教養研究センター・荒金直人編『組織としての生命』慶應義塾大学出版会，2019年）
宮内庁編『明治天皇紀』第8巻，第10巻（吉川弘文館，1973年）
参謀本部編『杉山メモ（上）』（原書房，1987年）
西川誠『明治天皇の大日本帝国』（講談社学術文庫，2018年）
F・R・ディキンソン『大正天皇』（ミネルヴァ書房，2009年）
原奎一郎編『原敬日記』第8巻（乾元社，1951年）
原武史『大正天皇』（朝日新聞社，2000年）
古川隆久『大正天皇』（吉川弘文館，2007年）
古川隆久『昭和天皇—「理性の君主」の孤独な生涯』（中公新書，2011年）

〔写真出典〕

明治天皇の写真

<https://ameblo.jp/maturiya-umenosuke/entry-10441517840.html>（参照 2020-03-15）

昭和天皇の写真

[https://ja.wikipedia.org/wiki/白雪_\(御料馬\)#/media/ファイル:Emperor_Shōwa_Army_1938-1-8.jpg](https://ja.wikipedia.org/wiki/白雪_(御料馬)#/media/ファイル:Emperor_Shōwa_Army_1938-1-8.jpg)

朝日新聞社『週刊 20世紀 皇室の100年』（参照 2020-03-15）

大正天皇の写真

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q10147353685（参照 2020-03-15）

（くろさわ ふみたか・東京女子大学現代教養学部教授／日本近現代史）

Abstracts

Emperor as Military Leader

Fumitaka KUROSAWA

The new Meiji government was established under the slogan of restoring imperial rule. As a result, both the shogunate and regency government were renounced, while the control of political authority and “supreme military power” that had long been lost came to be concentrated in the hands of Emperor Meiji. In the Edo period, the emperor was seen to be a cultural existence who was like a king from another world that “maintained the ‘refinement’ of the Heian period.” In modern times, however, he is regarded as the supreme political authority who had the sovereign right to rule and the commander-in-chief who led all the military forces. In this paper, the following issues will be considered : First, how the emperor came to be recognized by the people as a military ruler. Second, how the framework to militarily assist the emperor who had become commander-in-chief was formulated under the Meiji constitutional system. Third, the clarification of the similarities and differences surrounding decisions to go to war among the three emperors who became modern rulers, especially by Emperor Meiji and Emperor Showa, as well as considerations on why these differences ensued.